

---

種 別： 論説

タイトル： 裁判例における合理的な不安の判断基準

著 者： 桑原 勇進

所 収： 『上智法学論集』第 62 卷 3-4 合併号（平成 31 年 3 月）27-39 頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

## 裁判例における合理的な不安の判断基準

桑原 勇進

---

序

- I 京都地判平成 28 年 2 月 18 日判例時報 2337 号 49 頁
  - II 前橋地判平成 29 年 3 月 17 日判例時報 2339 号 4 頁
  - III 千葉地判平成 29 年 9 月 22 日裁判所 HP
  - IV 福島地判平成 29 年 10 月 10 日判例時報 2356 号 3 頁
  - V 京都地判平成 30 年 3 月 15 日判例時報 2375・2376 号 14 頁
- 結び

序

2011 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一事故」という）で、放射線被ばくのおそれから避難をした人々、避難はしなかったが被ばくによる健康影響への不安を抱き続けた人々が、各地の裁判所で損害賠償請求訴訟を提起し、いくつかの判決が出ている。ここでは、一部を除き、恐怖や不安からの法的保護が問題とされている。この点について、不安といった主観的なものを法的保護の対象とすることを拒否する立場もあるが、不安がたんなる危惧感ではなく合理的なものであれば法的保護の対象とすべきであるとする立場もある<sup>(1)</sup>。後者の立場によるときは、「合理的」かどうかをどのように判断するかがさらに問題となる。不安や恐怖の科学的知見を踏まえた合理性判断は、1~20mSv/y の間であらうとする見方も

---

(1) 最新の文献として、大塚直「平穏生活権概念の展開——福島原発事故訴訟諸判決を題材として」環境法研究 8 号 1 頁以下。

示されている<sup>(2)</sup>ところである。本稿は、福島第一事故関連の判決(判例集に掲載されているものと裁判所HPに掲載されているものに限る)が被ばくによる健康被害の恐怖・不安の問題をどのように扱っているかについて、確認しておこうとするものである。なお、以下、括弧内の数字は、各判決登載に係る判例時報の該当頁である。

## I 京都地判平成28年2月18日判例時報2337号49頁

本判決は、自主避難等対象区域からの自主避難とその継続の合理性について、次のように判示している。まず、平成23年3月から同24年8月31日までの自主避難とその継続には合理性が認められとする。福島第一事故による危険性が残存またはこれに関する情報開示が十分にされていない期間自主避難を続けることは相当であることと、被告が平成24年8月31日までの合理性を争っていないことがその理由である。しかし、次に、平成24年9月1日以降の自主避難継続については、20mSv/yに換算される3.8 $\mu$ Sv/hを大きく下回っており、情報開示が十分にできなかったという事情がないことから、合理性を否定している。そして、このような判断の前提として、「年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めることは困難である」との認識が示されている(63)。

福島第一事故以前の原子力発電所の差止訴訟では、「放射線による障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さいということが出来る放射線の線量値」は0.1レム(1mSvに相当)だとする例<sup>(3)</sup>もあった。これによると、1mSv/yを超える被ばくのおそれがあれば、当該地域からの避難には合理性があるということになるかもしれない。

これに対して本判決は、20mSv/yまで基準を引き上げており、かなりの懸隔がある。本判決の控訴審判決である大阪高判平成29年10月27日判例時報2371号79頁も同様である。前述した一部の見方が示す1~20mSv/yの範

---

(2) 大塚・前掲註1論文41頁註40。

(3) 例えば、女川原子力発電所に係る仙台地判平成6年1月31日判例時報1482号3頁。

囲のうち、もっとも緩いところで線をひいた形になっている。ただ、健康被害があるか否かという問題設定がされており、不安や恐怖を抱くことの合理性は、とくには問題とされていないようである。

## Ⅱ 前橋地判平成 29 年 3 月 17 日判例時報 2339 号 4 頁

前橋地裁判決は、上記京都地裁判決とは異なり、健康被害それ自体ではなく健康被害の不安・恐怖を平穏生活権の名の下に正面から取り扱っている。不安・恐怖の合理性が認められた原告と認められなかった原告とのうち、その境界線付近にあると思われるケースを中心として検討することにより、不安・恐怖の合理性の有無の線引きの仕方を推察してみることとしよう。本判決は、前提として、 $20\text{mSv/y}$  を下回る低線量被曝による健康被害を懸念することが科学的に不適切であるということまではできない旨述べているのであるが、 $20\text{mSv/y}$  未満のどのあたりが科学的に不適切でないといえるラインになるのだろうか。

本判決で、避難の合理性が認められなかったものは、家族番号 20 である。この家族は避難指示対象区域外であるいわき市に居住していた成人夫婦（それぞれ昭和 37 年、同 39 年生れ）で、平成 23 年 3 月 15 日に避難した後いったん自宅に戻り、平成 24 年 3 月に群馬に転居している。一度目の避難は事故直後であることから事故との間に相当因果関係が認められたが、平成 24 年の転居については、いわき市内において平成 23 年 4 月時点で  $0.23\mu\text{Sv/h}$  ( $1\text{mSv/y}$  に相当) より高い地点があったとはいえ全域ないし広範囲に及ぶものではなく、放射線による健康影響を懸念することが相当な事情にある年齢ではないとして、相当因果関係なしとされた (397)。 $1\text{mSv/y}$  をほぼ下回っていることと、年少者である等健康被害を特におそれるような事情のないことが、決め手となっているようである。これに対して、避難指示対象区域外の居住者で避難の合理性や帰還しないことの相当性が認められたものについては、本判決は、ほぼ例外なく  $0.23\mu\text{Sv/h}$  より高いことと年少者の存在等の事情、あるいは、事故直後の避難であることに言及している。家族番号 11 はいわき市に居住していた者で、家族番号 20 とその点は共通するが、年少

者がいることにより、平成23年5月に(3月に避難していったん帰還した後  
の再度の)避難を選択したことに合理性があると認定されている(322)。  
0.23 $\mu$ Sv/hを市内全域ないし広範囲において超えているわけではないこと  
については、0.23 $\mu$ Sv/hを「上回るところもないではなく」という表現で、健  
康被害を懸念する心情の材料として肯定的に言及している。この他、家族番  
号24は、昭和16年生れの1人暮らしであり、緊急時避難準備区域に居住し  
ていたものであるが、避難後緊急時避難準備区域の指定が解除された後帰還  
しているところ、自宅周辺が除染されていない山間の傾斜地であることや生  
活の利便性が失われていることを理由に、帰還の有無により慰謝料額に相違  
はないとされている(431)。慰謝料の中には、放射線被ばくへの恐怖・不安  
にさらされない利益に対する侵害に基づくものも含まれているが、空間放射  
線量は、平成24年4月の時点で、自宅周辺で0.7 $\mu$ Sv/h、自宅の中  
0.254~0.398 $\mu$ Sv/h、自宅庭では1 $\mu$ Sv/hを超えるところもあるといった状況  
である。他のケースと比較すると、家族番号24がぎりぎり恐怖・不安の相  
当性が認められるあたりであるように思われる。

認められた他のケースでも、0.23 $\mu$ Sv/hを超えていることが言及されてお  
り、空間線量としては0.23 $\mu$ Sv/h(1mSv/y)が本判決において重要な目安と  
なっているように推測される。

### Ⅲ 千葉地判平成29年9月22日裁判所HP

本判決も、健康被害それ自体ではなく、健康被害の恐怖・不安を「平穩に  
生活する利益」という概念の下で扱っている。本判決は、「100mSv以下の  
放射線被ばくにより、健康被害が生じるリスクがないということも科学的に  
証明されていない」ことから、「自主的避難等対象区域外の住民であっても、  
放射線被ばくに対する不安や恐怖を感じることに合理性があると認められる  
場合もある」とし、福島第一事故からある程度時間が経過した後に自主的避  
難を開始した者及び上記自主的避難等対象区域外から避難した者について、  
その避難に合理性が認められるか否かは、「本件事故当時の居住地と福島第  
一原発及び避難指示区域の位置関係、放射線量、避難者の性別、年齢及び家

族構成、避難者が入手した放射線量に関する情報、本件事故から避難を選択するまでの期間等諸事情を総合的に考慮して判断することが相当」との判断枠組みを示している。以下、本判決が避難の合理性が認められる場合とそうでない場合との線引きの相場がどのあたりにあると見ているのか、いくつかのケースから検討する。

まず注目されるのは、原告番号 8 の家族である。この家族は、昭和 46 年生れと同 44 年生れの夫婦及びその子二人（それぞれ平成 13 年、同 17 年生れ）の 4 人で構成され、避難指示対象区域外である矢吹町に居住していた。平成 23 年 11 月に避難を決意して翌年 2 月に千葉県に避難しているが、無償住宅供与支援が終了することから、平成 26 年 3 月に矢吹町に戻っている。矢吹町全域の平成 23 年 9 月上旬から同年 11 月下旬までの空間線量率は  $0.12\sim 0.94\mu\text{Sv/h}$  で、平均が  $0.33\mu\text{Sv/h}$  で  $0.23\mu\text{Sv/h}$  よりも若干高い。原告番号 8-3 が通っていた小学校の校庭の 1cm の高さの放射線量は、平成 23 年 5 月 20 日時点で  $0.51\mu\text{Sv/h}$  であったが、同年 9 月 30 日には  $0.06\mu\text{Sv/h}$  に低減していることが同年 10 月 3 日付け小学校校長室だよりに記されている。このような状況の下で、「矢吹町に滞在することに恐怖や不安を感じ、避難を選択したこと自体には合理性が認められる」と判断したが、空間線量だけでなく、平成 23 年 8 月に実施された尿検査の結果、子である 8-3 及び 8-4 の尿からセシウムが検出されたという事情があったことから、未成年の子を持つ親として子の健康への影響に不安を持つことは自然な心情であるという要素が加わっていることに留意が必要であろう。したがって、このケースだけでは、(年少者がいる場合に)  $0.23\mu\text{Sv}$  を超えているかどうかが目安とされているとは言い切れない。

これとは逆に、平成 26 年 3 月以降の矢吹町での滞在に関する放射線の健康影響への恐怖ないし不安については、本判決は、「放射線の影響を気にしながら生活しているという事実が認められるとしても、直ちに原告番号 8 らの法的保護に値する利益が侵害されていると評価することはでき [ない]」としている。平成 27 年 9 月時点における矢吹町の放射線量測定値は  $0.09\mu\text{Sv/h}$ 、原告番号 8 の居住地付近のモニタリングポストでは  $0.094\mu\text{Sv/h}$  (同年 10 月)、さらに、平成 28 年 7 月時点で、原告番号 8 の自宅 2 階ベラン

ダ雨樋下で  $0.254\mu\text{Sv/h}$ 、2回ベランダで  $0.160\mu\text{Sv/h}$ 、小学校が  $0.091\mu\text{Sv/h}$ 、幼稚園が  $0.095\mu\text{Sv/h}$  となっている。 $0.23\mu\text{Sv/h}$  を超えるところが若干あるが、基本的にはこれを下回っていることが見て取れる。前記前橋地裁判決が、年少者がいる場合には  $0.23\mu\text{Sv/h}$  をスポット的に上回っている場所があるだけで恐怖・不安の相当性を認めたのとは、本判決の判断は異なっている。

もう一つ注目してよさそうな例が、原告番号15の家族である。この家族の場合、自宅の放射線量が、平成28年月時点で茶の間  $0.26\mu\text{Sv/h}$ 、ウッドデッキ  $0.49\mu\text{Sv/h}$ 、井戸周辺で  $0.24\mu\text{Sv}$  となっているなど、 $0.23\sim 0.49\mu\text{Sv/h}$  であったが、本判決は、平成8年と同9年生れの年少者がいるため安心して住める状態ではなかったとし、自宅の不動産価値が失われていると評価している。自宅周辺にフレコンバックの集積場が設置されていることにも言及しているため、無条件ではないかもしれないが、年少者がいる場合には（事故当初の混乱期でなくても） $1\text{mSv/y}$  を超えているかどうかは恐怖・不安の合理性の目安となっていることを示唆しているようにも思われる。

本判決の他の事例からは、上記した以上のことは、言えそうにない。

#### IV 福島地判平成29年10月10日判例時報2356号3頁

本判決も平穩生活権を被侵害法益ととらえ、平穩生活権侵害の成否について個別ケースごとに判断している。その基本的な判断枠組みとしては、大阪国際空港事件最高裁判決（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）以来の受忍限度論を採用しており、その当否が議論的となっているところである<sup>(4)</sup>が、この点はともかく、不安や恐怖の合理性についてどのような判断をしているか、以下に見てみる。

本判決は、「原告らが被曝した追加被曝線量が客観的にみればそれほど高くなく、健康影響に与えるリスクが小さいとしても、だからといって、原告らの不安が不合理なものであるとか、およそ賠償に値しない単なる不安感で

---

(4) 大塚・前掲註1論文19頁以下。

あるとかいうことはできない……。」と述べており（63）、低線量被ばくによる健康リスクに対する不安が直ちに不合理なものであるとはしていない。では、具体的にはどうか。

まず、旧緊急時避難準備区域旧居住者の平成24年9月以降の損害について、[概ね5mSv/yを下回っていること、公共サービス、生活関連サービスは概ね復旧していたことかすると、放射線被ばくに対する不安や生活の支障が完全に解消されたわけではないことを考慮しても、賠償すべき損害があるとは認められない]旨の判断をしている（74）。1mSv/yを上回っていても、不安の合理性は認められないわけである<sup>(5)</sup>。実際、本判決は、1mSv/yを超える被ばくをしたとしても直ちに平穏生活権侵害が成立するとは言えないと明言している（56）。但し、高校生以下の年少者及び妊婦については、平成25年3月まで月額5万円の賠償がされているところ、これを超える損害はない、とされており、留保が必要である。平穏生活権侵害となるのは被ばく量1mSv/y以上のどこかということになるが、概ね5mSvを下回っていることに言及しているところが注目される。

旧一時避難要請区域について本判決が述べているところを見ると、平成23年10月から同年12月までの損害に関し、（福島第一原子力発電所の冷温停止状態の達成が確認されたのが同年12月16日であることと併せて）10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていることから（南相馬市鹿島区内（旧一時避難要請区域内にある）17か所の空間線量率は0.08～2.89 $\mu$ Sv/hで0.21～15.00mSv/yに相当するものと認定されている）、公共サービス等が概ね復旧していたことを考慮しても、放射線被ばくに対する不安につき（平成23年9月までと同等ではないが）引き続き賠償に値するものと評価されており、10mSv/y超という数字が重視されているように見受けられる。そして、平成24年1月～8月の損害については、一部10mSv/yを超えるところもあるが、概ねこれを下回っている（鹿島区役所等の平成24年1月31

---

(5) 特定避難勧奨地点について、平成27年4月1日時点での空間線量が0.17 $\mu$ Sv/h（年0.68mSv/y）で、追加被曝線量1mSvを下回ることから（公共サービス等は概ね復旧していたということもあり）、当然のように平成27年4月1日以降の損害が否定されている（72）。

日から4月12日まで $0.28\sim 1.7\mu\text{Sv/h}$ で $1.26\sim 8.7\text{mSv/y}$ 相当、鹿島区内13か所の平成24年3月17日から同年5月23日まで $0.18\sim 2.53\mu\text{Sv/h}$ で $0.74\sim 13.11\text{mSv/y}$ 相当、平成24年6月28日航空機モニタリングの結果から計算した原告T-133の旧居住地(旧一時避難要請区域内にある)で $0.33\mu\text{Sv/h}$ で $1.53\text{mSv/y}$ に相当)ためか、子どもと妊婦以外に関しては賠償すべき損害が認められていない。

同区域の妊婦・子どもについては、平成24年1月～8月に関しても、賠償を認めるのが相当とされているが、平成24年9月以降に関しては否定されている(76)。平成24年9月以降の損害賠償が否定される事情として本判決が言及しているのがこの頃の空間線量率で、鹿島区役所等における平成25年4月1日で $0.25\sim 0.37\mu\text{Sv/h}$ ( $1.11\sim 1.74\text{mSv/y}$ 相当)、平成24年12月から同25年11月までのモニタリングから計算した原告T-133の旧住居地で $0.15\sim 0.26\mu\text{Sv/h}$ ( $0.58\sim 1.16\text{mSv/y}$ 相当)というものである。年少者、妊婦については、 $10\text{mSv/y}$ を下回っていても賠償すべき損害があるが、 $1\text{mSv/y}$ を多少上回っている程度では賠償すべき損害がない、ということになる。

自主的避難対象区域居住者に関しても、平成23年3月～4月については、 $10\text{mSv/y}$ 相当値を超える空間線量率が計測されていたことを主要な根拠として放射線被ばくに対する不安に係る損害賠償が認められ、平成23年5月～12月については、やはり $10\text{mSv/y}$ 相当値を超える空間線量率が計測されていることから(平成23年12月にいたって冷温停止の達成が確認されたこともあり)、同様に不安に関する損害賠償が認められたが、平成24年1月1日以降については、概ね $5\text{mSv/y}$ を下回るようになったことから、子ども、妊婦以外の者については賠償すべき損害がないとされている(91～92)。平成24年9月以降に関しては、同年月以降に妊娠した者については賠償を認めているが、同年月以降に出生した者については賠償すべき損害があるとは認められないとされている(92)。この期間の線量は、いわき市(自主的避難対象区域内)の30km圏外51か所の平成25年4月から平成29年3月までで $0.03\sim 0.31\mu\text{Sv/h}$ ( $0\sim 1.42\text{mSv/y}$ 相当)、平成24年12月から平成25年11月までの航空機モニタリングの結果から計算した原告T-344(自主的避難対

象区域内居住)の旧居住地で $0.16\sim 0.17\mu\text{Sv/h}$  ( $0.63\sim 0.68\text{ mSv/y}$  相当)というものであった。

県南地域及び宮城県丸森町を旧居住地とする原告についても、平成24年1月以降は、空間線量率が概ね $5\text{ mSv/y}$ を下回っていることから、子ども、妊婦以外には賠償すべき損害はないものとされている(94)。この時期の県南地域におけるいくつかの地点の線量は、 $0.10\sim 0.61\mu\text{Sv/h}$  ( $0.23\sim 3.00\text{ mSv/y}$  相当)、 $0.048\sim 0.301\mu\text{Sv/h}$  ( $0.04\sim 1.37\text{ mSv/y}$  相当)、 $0.46\mu\text{Sv/h}$  ( $2.21\text{ mSv/y}$  相当)、 $0.05\sim 1.10\mu\text{Sv/h}$  ( $0.05\sim 5.58\text{ mSv/y}$  相当)といったところである。

会津地方について次に見てみると、以下のものである。平成23年3月15日に、会津合同庁舎等の線量は $1.08\sim 1.18\mu\text{Sv/h}$  ( $5.47\sim 6.00\text{ mSv/y}$  相当)となったが、翌16日には $0.09\sim 0.44\mu\text{Sv/h}$  ( $0.26\sim 2.11\text{ mSv/y}$  相当)に落ち着いた。その他の場所については、同年6月1日から10月11日まで、 $0.05\sim 0.17\mu\text{Sv/h}$  ( $0.05\sim 0.68\text{ mSv/y}$  相当)、会津地域のモニタリング地点における平成24年4月1日から同29年3月2日までの線量は $0.02\sim 0.19\mu\text{Sv/h}$  ( $0\sim 0.079\text{ mSv/y}$  相当)等となっている。本判決は、最も高かったときでも $5\text{ mSv}$ をわずかに上回る程度で、その後は概ね $5\text{ mSv/y}$ を下回っていることから、賠償すべき損害はない、とした。子ども、妊婦についても同様に賠償すべき損害はないとしている(94～95)。

以上の判示内容から推測すると、成年者については、 $10\text{ mSv/y}$ が一つの重要な目安になっているようでもあるが、度々「 $5\text{ mSv/y}$ を下回っている」という表現がされていることもあり、 $5\sim 10\text{ mSv/y}$ あたり、子ども・妊婦については $5\text{ mSv/y}$ を大幅に下回っているかどうかといったあたりが本判決の考える相場感なのかもしれない。

## V 京都地判平成30年3月15日判例時報2375・2376号14頁

最後に2018年3月に出された京都地裁の判決を見てみよう。本判決は、一方で、空間線量 $1\text{ mSv/y}$ を超える地域からの避難及びその継続には相当性

が認められるべきであるという原告の主張を否定し、これを採用できないとする<sup>(6)</sup>。しかし他方で、同 20mSv/y という政府の避難指示の基準がそのまま避難の相当性の判断基準にはならないとし、避難指示に基づかない避難であっても社会通念上相当である場合がありうる、とする。ただし、1mSv/y を超えるかどうかを避難の相当性を考える上で無視はできないともしている。また、「緊急時の被ばくの線量限度として実効線量年間 20mSv の採用又は定着前に、原告らを含む数多くの自主的避難者が生じてしまっており、後から政策的に採用及び定着した緊急時の上記基準、健康への不安等を基にした時点での避難の相当性を判断するのも相当ではない」とも述べており、20mSv/y 未満の地域からの避難にも相当性がありうることを後から追認しているという面もある。本判決の後追いの側面は、原子力損害賠償紛争審査会が平成 23 年 12 月 6 日に策定したいわゆる中間指針追補で、住民が放射線被ばくに対する恐怖や不安を抱いたことに相当の理由があり、自主的避難を行ったことについてやむを得ない面があるものとして提示された「自主的避難等対象区域」を、「このような区域指定には合理性がある」との評価をしてはいるが、「紛争解決基準として社会的に受け入れられ実際に機能しているものである。したがって、自主的避難等対象区域からの避難は、原則として、当事者のみならず、一般人からみてもやむを得ないものであって社会通念上相当性が認められる」として、それを判断基準として受容しているところにも見られる。このような次第で、本判決は、自主的避難等対象区域からの避難については——平成 24 年 4 月 1 日までの避難に限定されてはいるが——その相当性をほぼ自動的に認める（妊婦・子どもを伴わない場合は別途避難時期を考慮するものとされている）ため、平成 24 年 4 月 1 日以降の自主的避難等対象区域からの避難（妊婦・子供を伴わない場合はそれ以前の避難も含む）及び自主的避難等対象区域外からの避難にのみ比較的詳細な検討を施している。これらのケースについてはどのような判断がされたのかを

---

(6) 本件では、原告側は、空間線量だけでなく Bq で表記される放射性物質による土壤汚染——具体的には 4 万 Bq/m<sup>2</sup> ないし 6500Bq/m<sup>2</sup> を超える土壤汚染——がある地点からの避難についても相当性があるとの主張をしたが、本判決は、「土壤汚染の事実を考慮するとしても、空間線量の値で考慮すれば足りる」として、退けている。

見てみると、以下のようである。

まず、自主的避難等対象区域からの妊婦・子どもを伴わない避難については、事故当初の避難であれば相当性があるものと評価される。原告番号 36-2（避難当時 63 歳）がその例である（75）。事故当初は、福島第一事故への対応に関する方針が一定程度定まり混乱期を脱する平成 23 年 4 月 22 日までとされている（68）。これを過ぎてからの避難は相当性が認められない（原告番号 36-1。平成 24 年 5 月避難。当時 67 歳）。

自主的避難等対象区域でなくとも、線量が高い等の一定の条件が存する場合は、自主的避難等対象区域と同等と評価される。例えば、原告番号 52（4 人家族で当時 9 歳と 6 歳の子どもがいる）がその例で、平成 24 年 1 月（同年 4 月 1 日以前）に自主的避難等対象区域外から避難したものであるが、福島第一事故当初の線量が自主的避難等対象区域と同程度で、これと近接していることもあり、自主的避難等対象区域からの平成 24 年 4 月 1 日までの避難と同等と評価されている（79）。

そこまで線量が高くなくとも、事故当初であれば、避難の相当性が認められる場合がある。原告番号 56-1 は昭和 37 年生まれ、56-2 は同 63 年生まれで、自主的避難等対象区域外（栃木県）から平成 23 年 3 月に避難したものであるが、同年 5 月時点での自宅近くの線量が  $0.37\mu\text{Sv/h}$  で、本判決は、避難時まで  $0.23\mu\text{Sv/h}$  を超える数値を観測したものとみることができるとして、自主的避難等対象区域からの避難と同等と評している（80）。但し、精神的損害は、自主的避難対象区域居住者であれば成人 30 万円であるところ、10 万円に減額されている（160）。子どもがいればなおさらである。原告番号 58 は、子ども二人を含む 4 人家族であるが、平成 23 年 3 月に自主的避難等対象区域外（千葉県柏市）から 58-1 を除いて避難している。自宅付近では、同年 3 月時点で、 $0.52\sim 0.80\mu\text{Sv/h}$  が観測されている。このような事情の下で、避難には一般人からみてもやむを得ないものと評価されている（80-81）。但し、慰謝料額は減額されている（163）。原告番号 38（長男が 8 歳、平成 23 年 3 月 15 日避難。同 3 月 20 日時点で  $0.31\mu\text{Sv/h}$ ）も、（慰謝料が 10 万円に減額されていることも含めて）基本的に同様である（76、142）。なお、原告番号 38 は、一度自宅に帰還した後平成 23 年 8 月に再度避難してい

るが、二度目の避難については、やむを得ないものとはいえないとされている。

自主的避難等対象区域外からの事故当初を過ぎた時点(但し、平成24年4月1日以降)での避難であっても、特殊な事情がある場合については、避難の相当性が認められている。避難時10歳の子どもを含む原告番号15は、自主的避難等対象区域外から平成24年2月に避難した。自宅近くの線量は平成23年3月20日に $0.53\mu\text{Sv/h}$ を観測したものの、翌月には最大 $0.21\mu\text{Sv/h}$ と減少し、避難時に近い平成24年2月時点では最大で $0.10\mu\text{Sv/h}$ を観測するにすぎなかったが、15-2が平成24年4月に橋本病(甲状腺疾患)と診断され、放射線被ばくが甲状腺に影響を及ぼすことが一般的に知られていることから、避難を継続することにつき、避難は社会通念上相当であり合理的な理由に基づく、と判断されている(72)。但し、慰謝料は、15-2が20万円、15-1(15-2の母)が10万円と、他の原告に比べて減額されている(109)。原告番号46も、平成24年2月に自主的避難等対象区域外から避難した家族で、自宅付近の線量が、平成23年11月で $0.25\mu\text{Sv/h}$ (自宅近くの公園)、 $0.41\mu\text{Sv/h}$ (自宅から少し離れた公園)、避難時に近い平成24年2月6日で $0.15\mu\text{Sv/h}$ (保育所)となっていたところ、避難当時10歳であった46-4が急性リンパ性白血病を発症して治療により寛解したものの経過観察中であり、病気が再発すれば命にかかわると医師から聞いていたという事情があったことから、放射線の影響を懸念して避難することにつき、一般人の立場からみてもやむを得ないものと評価されている(78)。但し、やはり、親は15万円、子どもは30万円と慰謝料が減額されており(150)、この点も同様である。

事故当初でなければ、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 前後の線量が観測されていても、子どもの有無にかかわらず、避難の相当性は認められない。原告番号13は避難当時4歳の子どもを含む家族で、平成23年5月に自主的避難等対象区域外(つくば市)から避難したが、平成23年5月時点での自宅付近のモニタリングポストにおける線量が $0.20\sim 0.27\mu\text{Sv/h}$ であったが、避難の相当性は否定されている(71)。

以上からすると、事故当初であれば、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ が避難の相当性の重要な

目安になっているのは間違いない。これは、おそらく、子ども・妊婦の有無にかかわらず（原告番号56の例）。特殊な事情があれば、避難時において $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えていなくても、これを超える線量が観測された時期があれば、避難の相当性が認められることがある。

## 結び

以上の諸判決を通覧すると、だいたい次のようになる。健康被害があるかどうかだけでなく、健康被害に対する恐怖・不安も賠償の対象となることが大半の判決で認められている。どの程度の線量があれば恐怖・不安が法的保護の対象となるかについては、事故直後であれば $1\text{mSv/y}$ 相当が目安とされる。ただ、子ども・妊婦がいる場合に限定されるかそうでないかで裁判所の立場に違いがある。事故直後でなくとも子ども・妊婦がいる場合には $1\text{mSv/y}$ を目安とするものもあるが、 $5\text{mSv/y}$ を相当に下回っているかどうかを目安とするものもある。成人に関しては、事故直後の混乱期を過ぎたとされる時期以降は、 $1\text{mSv/y}$ を超える程度では恐怖・不安の合理性は認められない。どの程度の線量であれば合理性が認められるかについて、明言している判決はないが、 $5\sim 10\text{mSv/y}$ あたりを目安としていると見られる判決が存する。全体として、「序」で $1\sim 20\text{mSv/y}$ の間であろうとする見解に言及したが、現在までのところ、 $1\sim 10\text{mSv/y}$ が裁判所における相場となっていると言っ

（本学法学部教授）